

首都大学東京（日野キャンパス）植栽管理委託

委託概要書



2019年5月

首都大学東京（日野キャンパス）植栽管理委託概要書

■ 委託概要

- 委託件名 首都大学東京（日野キャンパス）植栽管理委託
- 委託場所 東京都日野市旭が丘六丁目6番 首都大学東京日野キャンパス
- 契約期間 契約締結の日から2020年2月28日まで
- 学校種別 公立大学
- 学校名 首都大学東京
- キャンパス 日野キャンパス
- 委託内容 キャンパス内における芝生管理（芝刈、除草、散水、施肥、除草剤・殺菌剤散布、エアレーション、冬季養生、草刈、低灌木刈込、樹木剪定等）を実施し、良好な環境を確保する。
- 支払方法 (1) 委託者は、検査完了後、適法な支払請求書を提出された後、60日以内に代金の支払いを行う。
(2) 受託者は、業務を完了後、その業務にかかる代金を月ごとに請求することができる。

■ キャンパス規模等

- 敷地面積 約62,400m²（東京ドーム1.33倍）
- 敷地構成 平坦部 約61,880m² + 傾斜部（投影面積） 約520m²
- 教職員・学生数 教職員 約130名、学生数（学部 約1180名 修士・博士 約480名）
- 竣工年 昭和47年（1972年）旧東京都立工科短期大学時

■ 委託規模

工種 (単位)	芝刈 (㎡)	草・地被類刈込、人力除草 (㎡)	低灌木刈込 (㎡)	樹木剪定 ^{※1} (本)	樹木伐採 (本)	芝生管理
数量	52,340	42,710	H=1.0m内外 7,040	強剪定 57	0	※2

※1 内訳は、C=60～89cm:6本、C=90～119cm:21本、C=120～149cm:16本、C=150～179cm:8本、C=180cm以上:6本程度とする。

※2 散水12回、粒状肥料散布1回、除草剤散布1回、殺菌殺虫剤散布1回、エアレーション1回、冬季期間養生（鉄杭(本/3m程度)（鉄杭(本/3m程度)+標識ロープ1320m)とする。

■ 前提条件

- 作業日の指定 第1回目の作業については、大学説明会開催日である7月27日(土)までに行うこと。
- 樹木伐採 樹木剪定については、鳥害対策としてネズミモチの果実が実るころまでに作業を実施すること。
- 作業機器の残置 作業に使用する機器等は、残置せず、作業毎(毎日)ごと構外へ搬出すること。

■ 注意事項

- ① 大学運営 (1) 本委託は、大学を運営しながらの作業となる。作業の遅延は、大学運営に支障きたすことを認識し、能率的な作業進捗を図ること。
(2) 本学の教育・研究機関という性質を考慮して、美観を常に考慮しながら作業すること。

- (3) 本委託を履行するにあたっては、4S（整理・整頓・清掃・清潔）を徹底すること。
- ②作業日程 作業日程は、本キャンパスの行事を勘案して実施すること。また、詳細な作業工程は監督員と協議の上、作成すること。また、契約確定の日から5日以内に、現場代理人は、第1回目の打合せを監督員と行うこと。
- ③作業日時 原則、平日午前8時30分から午後5時15分までを想定とする。天候による事情にて作業が困難な場合は監督員と協議すること。なお、平日であっても大学行事等の開催で入構できない場合があることを留意すること。作業を実施するにあたっては、作業前日までに大学指定書式の作業報告書を提出すること。
- ④事前準備 (1) 作業に先立ち、現場の状況を十分に把握して作業工程を勘案し、作業による影響を最小限に留めるよう努力すること。特に構内の貴重種、記念樹、研究対象木等については、監督員と現地確認を行うなどして位置等を把握し、誤って棄損することがないようにすること。
- (2) 敷地境界付近の作業にあたっては、実施の1週間から10日前に、お知らせ等の周知を行うこと。周知方法及び内容については監督員と調整を行うこと。
- ⑤現場管理 (1) 構内は利用されているので、監督員と十分な調整をすること。作業に必要な建物には絶対に入らないこと。
- (2) 作業にあたっては、施設等を損傷しないよう十分注意して行うこと。万一損傷した場合は、速やかに監督員に報告し、受託者の負担で原状に復すること。方法については監督員の指示に従うこと。
- (3) 使用する機器は、低騒音・低振動型機器を選定するよう努めること。また、休憩時など機器から離れる場合は、原動機を止め電源を切る等の事故防止に必要な措置を講ずること。
- (4) 監督員以外の教職員や近隣住民から作業指示が出された場合（作業中止の申し出を含む）、作業を中断し、速やかに監督員に報告すること。
- (5) 現場代理人による品質管理の他に、現場代理人とは別の品質管理者をたて、複数人にて品質管理を図ること。
- (6) 樹木剪定にあたっては、樹種の特性等に応じた適切な剪定方法を決定し、監督員の承認を得てから作業を実施すること。
- ⑥安全の確保 (1) 作業における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくこと。本委託は、大学を運営しながらの作業となるため、第三者へ対し安全対策を万全に行うこと。
- (2) すべての作業において危険防止のため、作業エリアをカラーコーン、バリケード等で区画し、「作業中につき立入禁止」等の看板を必ず掲示して、作業中であることをはっきり明示すること。また、作業区画に関しては、通行を妨げないように考慮し、区画内に人が立ち入らないようにすること。
- (3) 夏季期間の作業においては、こまめな水分、塩分を補給し、休憩回数を増やす等、作業従事者への熱中症対策を施すこと。
- ⑦発生材処理 処分に当たっては関係法令を遵守し、公共又は民間の再生資源化施設に搬出、再資源リサイクルの促進を図ること。その際、必ず写真(運搬車両を含む)を撮影すること。
- ⑧喫煙 構内は、建物内外において禁煙である。

⑨休憩場 作業員の休憩場所として、大学指定の場所を使用すること。

- ⑩自動車利用
- (1) 敷地内外における路上駐停車及び通勤のための車両の入場は禁止する。業務に必要な車両は、事前に監督員に申し出て、公立大学法人首都大学東京の発効する特別入構許可証を得て入場すること。特別入構許可証を車両に明示の上、指定された門より入場し、指定された区画に駐車すること。
 - (2) 本契約の履行にあたって自動車を使用する場合は、キャンパス内では徐行運転(5km/h以下)とし、安全に細心の注意を払うこと。また、車両が通行できるのはアスファルト舗装及び車両用ILB舗装のみである。歩道用ILB・スラグ舗装、植栽・緑地その他は車両の通行を禁止する。
 - (3) 本学の敷地内の通行については道路交通法に準ずるものとし、アスファルト舗装部及び車両用ILB舗装部は自動車道路、その他の部分の取扱いは歩道に準ずる。
 - (4) 本委託の履行にあたって、止むを得ずアスファルト舗装部及び車両用ILB舗装部以外に車両の乗り入れを要する場合、必ず事前に監督員と協議し、許可を得ること。

- ⑪服装等
- (1) 現場代理人及び作業員は社名入りの腕章、又は名札を着用すること。
 - (2) 清潔感のある服装を心掛け、身だしなみを整えること。
 - (3) 風紀を乱す行為、業務遂行と関係のない騒音や異臭の発生、施設内への塵芥の持ち込み等の迷惑行為を行わないこと。
 - (4) 施設利用者（近隣住民を含む）への挨拶を心掛け、現場のイメージアップに努めること。

■ その他

本委託と同時期にキャンパス内工事等が行われる場合がある。作業をするにあたり、これらの工事と調整が必要な場合があることを留意すること。

■ キャンパス写真



写真：株式会社Blue Hours(ブルーアワーズ)